



の人々の利益のための秘密の性格を持つ情報を提供するというような特殊の目的、専門的な目的、こういう点にポイントを置いてこの科学情報センターというものが設立されますから、私はその分野はおのずから明確である、こう考えております。ただ、情報の収集あるいは分類、提供という点におきまして、図書あるいはその他の文書の収集等が伴うために、おのずから二重に図書を購入したりするようなことから、実際問題において非効率あるいは重複があつてはいけない、こういう点に実際上注意もし、かつ協力もしなければならぬ。こういう規定が注意的と申しますか規定されておるのであります。本来の使命はおのずから明瞭になつておる、こう考えております。従つて、実際面においてよく連携を保ちまして、法の精神を具体的に実現するように進めることが肝要でありまして、その点については事務局において、今日から将来を予想して、綿密な連絡をとり、遺憾なきを期しておる次第でございます。

○齋藤委員 その問題はそれで私も了解をいたしました。

次に、この法案の第二条に定義が下されておるのであります。「この法律において「科学技術情報」とは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。」という、まことに頭の悪い私にはわからない定義でございますので、この定義を一つ御説明願ひたいと思つたのでございますが、この定義の御説明を要求するということは、非常に酷でないかと思ひます

るので、御説明を願ひたいと思ひますけれども、これはここで御説明を願わなくてもいいので、まだ委員会は長く続きますから、その委員会の統一しております間に一つ定義を定めていただきたいと思つたのであります。と申しますのは、こういうことを申し上げておく方が私はいいのじやないかと思つて私の意見をここに書いてきたのであります。私は、国会において、學術的にあらゆる用語の定義を論議決定せんとしているものではないのでありますけれども、いやしくも国家最高の機関として法律を作成決定せんとするこの国の最高の創造的意思を決定して、これを国家権力によつて遂行するものであるという観点から申しますと、その法案の骨子となるべき用語には、その適用を受けるすべての人々が明確に用語の持つ定義を了解し、その上に立つてすべての法律が定められることが一番妥当であると考えられるのであります。科学技術という言葉も、科学と技術は明白に眼界があり、これについては一般に適用する定義があるはずである。従つて、その定義に従つて法案の審議が行われなければならぬと私は思ふのであります。他日速記録に収録されたお互いの言葉が検討されるときに、重大な法律の骨子となるべき用語の定義があいまいであつたことが発見されるということになりますと、お互いの努力も後世の人々の笑い草となることを私たちは考えるのであります。この点欧米においてはさうぶる嚴重に用語の定義が論議されておるのであります。いやしくも科学技術庁は新設の行政官庁であり、従来の觀念

的、抽象論的政治形態に最も現実的形態を注入し、国家の政治に具体的法則と規律を加えて生活の向上に寄与せんとするものである以上、あらゆる用語に検討を加へ、最も適切な定義を与へる新時代的觀念の養成と決定に寄与すべきものである、私はそう考えておるのであります。それでありますから、いやしくも科学技術庁が法案を作成せられんとする場合に、その用いるところの用語には、国民がすべて納得のできるような定義というものを一応お考えの上で法律を作成いたしてもよろしいと思ひますのであります。私もさういふ定義というものがいつて文献をあつてみましたから、あらゆる用語に対して、さうぶる広範な検討が加えられております。こういうものは、やはり当局としては相当勉強せられまして、その法案の骨子となるべき用語に対しては、一応通俗的な、すべての人々が納得できるように定義というものを考えて、さうして法案を提出していただきたいと思ひます。さうでないと、第二条にあるがごとき、「この法律において「科学技術情報」とは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。」というところを、私が勉強いたしました範圍におけるところの定義というものに照らしみると、幾多の論議が出てくる。實際のない論議を加えていかなければならぬ。ですから、さういふときにあなた方はつきりしたところの定義を持つておられるとするならば、私たちは了解するのでございますけれども、大体「当該技術に直接関係する自然科学に関する情報」といふことは、い

かなる意味を持つのであるか、私は了解に非常に苦しむのであります。ここで私は論議をかわさんとするのではなく、論議をかわさんとしたしますと、實際のない論議が展開されると思ふので、これは一応やめます。やめますが、私の考えからいたしますと、科学技術庁設置法から一貫した法体系に準拠してこの科学技術情報というものを考えますときに、「この法律において「科学技術情報」とは、自然科学及び自然科学を基礎とする技術に関する情報をい」と規定するか、あるいは「この法律において「科学技術情報」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する情報をい」といふやうに、はつきりした体系において定義を定めていただいた方が、今後この科学技術情報を一般の人々が了解するのに非常にいいのではないかと、またその方が国家的に妥当ではないかと、さういふふうに考えるのでございます。この点に対して一つ御当局の御意見を拝聴いたしたいと思ひますのであります。

○秋田政府委員 大臣が来られたのは御質問の途中からでございます。たの便宜私からかわつてお答えをいたします。この定義に対する答えは、あえてしなくてもいいという、非常に御理解のある齋藤委員からのお言葉でございます。それから、あえて定義論を展開しようとは考えておりませんが、（笑声）お話がありましたので、軽い意味において、私どもの考えております点、並びにどうしてこんなむずかしい、ちよつと読んではわかりにくいような表現になつたかという点について申し上げて、御了解を得たいと思ひます。この科学技術とはどうい

うものであるかという定義になりますと、もちろんこの定義は単なる解釈論ではなく、実体をいかに考えるかという意味において、齋藤委員のおっしゃる通り、明確な、厳格な、具体的な概念を把握して、それを的確に表現するということを中心とするべきは当然でございます。ことに、この科学技術に関するさういふ意味の定義というところになりますと、解釈上いろいろ困難な問題を含んでおるよう存じます。従ひまして、オーソライズした解釈につきましては、一つ明敏なる齋藤委員を初めといたしまして、皆様の御援助によりまして、将来解釈を公けに確定いたしたいと思ひます。また、われわれといたしましては、関係各府機関とばかりでなく、広く学界その他の研究機関等におられる方々の研究者の意見もお聞きいたしまして決定をいたしたいと存じております。この際、齋藤委員の御注意もございまして、軽々の定義確定はこれを避けたいと思つておりますが、この第二条の表現は、いはば學問を、自然科学の分野と人文科学の分野に大別をいたしまして、科学技術といふものは、その人文科学の方にも自然科学の方にも関連をして科学技術が考えられる。そこで、科学技術庁の設置法、あるいはたまたま問題になつております科学技術情報センターの第一条にいう「科学技術の振興に寄与することを目的とする」といふ場合の科学技術という場合には、広義におけるところの科学技術の意味を考へておるわけでありまして。しからば、この情報センターがどういふ点を取り扱うことによりまして、広義の科学技術の振興に寄与するかという具体的問題

になった場合には、おのずから少しその場合の科学技術の意味を限定して取り扱う、それがこの科学技術情報センターなる機関の目的を限定し、明確にし、その仕事を能率的に有効にするのに役立つというような関係、またさうからの御議論等において御承知の通り、おのずから分野は明確ではございませんけれども、実際の仕事面においては紛争を来さずおそれの多少考えられまゝする国立国会図書館その他の機関の行います仕事との関連等をも考えまして、この科学技術情報センターが行うところの情報というものは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をいうのだ、そして、その技術に関連した面における自然科学のものは、当然牽連性を持つものとして、それに関する情報もあわせ含めていく、そこで、初めて、自然科学一般に関する情報を取り扱う、こうなつて参ります、いろいろな他機関との紛争をも考えしめるおそれなしという点も考慮いたし、同時にこの方面のことを取り扱うことによりまして、当面のさしあたりの科学技術情報センター機関としては十分機能も発揮できるものである。こういう観点でございます。従つて、この表現は非常に回りくどく、普通の人の常識をもつては、具体的にいきさつを知られませんかと難解な表現になつて恐縮に存じますが、やはりこの固にあるいきさつ等も考えますと、こういう表現になつた次第でございます。この点あしからず御了承願ひたいと存じます。

○齋藤委員 他にも質問の方がございますから、私の質問は簡潔に終ること

にいたしますが、科学技術という言葉

は、一応科学技術庁設置の場合に定義づけられたのであります。科学技術庁設置法では、第三条の「科学技術の振興を図り」というときには、全部の科学技術を包含する。ただ科学技術庁が取り扱うところの科学技術は「人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く」という限界を定めて、科学技術庁の設置法を通過せしめたのであります。それでございまして、おのずからそれは決定いたしておるのでございますので、私たちがこの日本科学技術情報センターが、わが国における科学技術情報に関する中核的機関として、わが国の科学技術の振興のために内外の科学技術情報を迅速かつ適確に提供するためには、やはり第二条の定義というものは、「この法律において「科学技術情報」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する情報をいう。」というふううに定義するのが妥当だと考えておるのであります。ただ先ほど申し上げましたように、この際、それによつて一応科学技術というものの定義の概念をきめておきたいと思つてございまして、「人文科学のみに係るものを除く」という、この人文科学と、人文科学を科学全般から除くということの人文科学の範囲というものが、まだはっきりしておらぬ。この人文科学という言葉は、終戦後、占領軍の申し出によつて日本に入つて来た。そして、人文科学の定義を決定するのに膨大な文書になるくらいの論議がかわされておる。私はその一部を通読いたしましたけれども、まだ人文科学というものははっきりしてこない。ですから、「人文科学のみに係るものを除く」として

文科のみに係るものを除く」として、人文科学というものがどの範疇をさすのであるかということをはつきりきめないと、十分な了解はできなくなると思ひます。果して従来のごとく自然科学と社会科学ということの分類、及び自然科学と精神科学ということの分類によつて人文科学というものを律しられるかという、人文科学の中に社会科学も入ると書いてある。そうすると、人文科学の中に社会科学が入ると、まだほかにも人文科学の分野があるということ。そうすると、これは心理学の科学の分野も人文科学の中に包含するのだから、従来自然科学の定義はこれとされて、従来自然科学の定義はこれとされて、自然科学の中には、心理学というものの、心理学は入つておる。だから、人文科学を除外しよう、心理学の範囲が除外されるということになりますと、今日の進歩した科学技術の体系から非常に大きな支障を来すというところは、すでに御承知の通り、エレクトロニクスの分野あるいはオートメーションの分野は心理学的に大きな分野を占めつて入つてきておる。ですから、そういう定義になりますと、まだまだここで論議をして早急に決定をみるわけには参りませんから、さういふことにはおたつたところの定義は、一つ今国会を通じてはつきりするようには定めていたいただきたい。これは各省間にも関係のあることでございますから、関係各省においていろいろ御議論を下さいまして、それによつて決定づけられたところの「人文科学のみに係るものを除く」というようにして、人文科学というものは一休いかなるものであるかというよ

うなことの定義をはつきり定めておきたい。こういう希望条件を付して、私の質問はこれで終ることにいたします。

○菅野委員長 次に滝井義高君。

○滝井委員 私は簡単に一、二点お尋ねしたいのです。前の質問者の方から科学技術情報センターの方は質問があつたようでございまして、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の方で一、二点お尋ねしたいのであります。

まず第一に、科学技術庁設置法の一部改正案の中を見ますと、放射線医学総合研究所となつておるわけでありまして、ところが、もうすでに衆議院を通過した予算書を見ると、放射線総合医学研究所となつておるのですが、総合が上につくのか医学が上につくのか、どつちがほんとうかということですが、これは法律の方がほんとうじゃないかと思ひますが、予算書にはみな医学があとになつておるわけですが、これは固有な詞なんですから、間違つておつたのでは大へんだと思ひます、これはここまではつきりしておく必要がある。

○鈴木説明員 御説明申し上げます。予算要求の段階におきましては、放射線総合医学研究所ということであつたのでございまして、この法案を法制局で審議いたします際に、放射線総合医学という言葉はまだ国民に慣熟した言葉ではない、放射線医学という言葉は學術的の古くからある言葉でございまして、その放射線医学の基礎と応用と両方をひくくするのやうなものでないか、これが法制局の意見でございます。それにわれわれ承服い

たしまして、法律の段階では放射線医学総合研究所ということになつた次第でございます。

○滝井委員 これ初めて名前がはつきりいたしました。放射線医学総合研究所だそうでございます。名づけ親ができたわけでありまして。

次にお尋ねをいたしたいのは、今後やはり各省との関係を明確にしておかなければならぬと思ひます。と申しますのは、文部省所管の各大学の医学部に、物療科あるいは放射線を専門にする科があるわけなんです。さういふ科が、今までレントゲンのいろいろの障害、エキス線障害については研究をしてきておるわけなんです。さうすると、やはり今後当然それらの大学の医学部の放射線に関する科というものは、ストロンチウムその他の研究についても範囲を拡大していかなければ、大学の医学部の物療科とかレントゲン科というものの存在の意義がだんだん薄れていくということは確実なことです。従つて、当然新しい研究分野として、放射線のちりの問題、さうしてそれに関連するストロンチウムの問題なんというものは、広範に研究されていくだらうと思ひます。さういふ場合における文部省所管の大学医学部との関係をどういふ工合に総合研究所はつけていくのか、この点をまず御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木説明員 この研究所の生い立ちといふことは、従来の経過を申し上げますと、従来、各大学の医学部に放射線科というものがございまして、主としてこれは放射線を使つて病気の診断あるいは治療に當つておつたわけでございますが、そのもう一つ前の段階、

放射線がどういふふうな人体に影響を及ぼすであらうかというより、そういう基礎的研究面が非常に欠けておる。これは医学部でいえば、臨床医学の方ではなくて、むしろ基礎医学の方で扱うべき問題でございしますが、そういうものはこの大学にもない。それからさらに臨床にございます放射線科と申しまして、これも全部の大学の医学部にあるわけではございませんので、まだそういうものが置かれてない医学部もかなりあるわけではございません。それで、学術会議がこの問題を取り上げまして、昭和三十年の十一月十一日に内閣総理大臣あてに、こういう面が非常に欠けておるから、別に国立の放射線の医学研究所を作るべきであるという勧告が参つたわけなんです。こゝに、その勧告が引き続いてこゝういう形になって、現在御審議いただいておりますような研究所の姿になつてきておるわけではございません。従来非常に欠けておつた研究、また、今後、各大学で放射線科のないところは放射線科を増設し、あるいは特別なそういう研究機関を各大学に設けるよりも、この際それを一本化したしまして、国立の中心研究機関を作つた方がいであらうというこの学術会議の申し出は、政府の方といたしまして、けつこりであるという見地に立ちまして、この法案を提案いたしておるわけではございません。と申しまして、何もこの研究所ができたから、ほかの大学の研究はすべてもうしなくてもいいのだということではございませんので、各大学の従来の研究は進めていただきます。それでなくともおくれしておる面ではございますが、各大学の研究はもちろんですよつていた

だ。むしろこゝはそれの全国的な中心機関となりまして、総合的な研究を行なつていくというのが至当であらうと思ひます。もつともお互ひの研究の内容につきましても、今後十分調整をはかつていく必要があらうかと思ひます。こゝういふふうに考えます。

○滝井委員 大体この研究所の基本的な性格が、基礎的な放射線に関する医学を研究するのだということはおわかりました。大学と並行してやるということですが、厚生省の国立公衆衛生院あるいは水爆の実験によつて日本の環境衛生が汚される、こゝういふことになると、今後の日本の衛生技術者というものは、当然放射線に関する高度の、やはり人体影響の知識というものを、知つておかねばならぬわけなんです。こゝで、公衆衛生院というものは、日本の公衆衛生の第一線において働く技術者を養成する機関であります。少くともそういう大きな意味を持つておる。今度できる放射線医学総合研究所も、やはり放射線の人体に関するいろいろの障害、予防、診断、治療を研究するところ、医学上の技術者を行政訓練するところになつておるわけですね。そうすると、公衆衛生院という国立の機関があるわけですね。あそこへ相当の国費をつぎ込み、総合的な国民生活に密接な関係のあるものをやつておるわけなんです。この機関と放射線医学総合研究所との調整の問題です。今、大学その他とは並行してやるし、放射線に関する基礎的な研究というものはまだ未知の分野であるという御説明がございましたが、公衆衛生院との関係は一体どうなるのでありますか。

○楠本政府委員 お答えをいたします。ただいま御指摘がございましたように、公衆衛生院におきましても、当然国民生活を対象といたしまして、放射線に関する各種の調査、あるいは研究、また技術者の養成等も行ふことは、従前通り今後も拡充していかねばならぬものと考へております。ただこの場合、公衆衛生院の仕事は基礎的研究機関ではございせん、基礎的研究は一切行はず、もつぱら国民生活を対象とした直接の行政的な行爲に参ります。従つて、この職員の養成につきましても、基礎的な問題を担当いたしますような職員ではなく、目下養成を考へ、また現にいたしておりますのは、直接国民生活を整備していき上役に役立つ、つまり行政と密着した職員を養成していくという考え方でございします。従ひまして、放射線医学総合研究所と公衆衛生院との研究内容あるいは仕事の内容につきましても、かねて科学技術庁とも十分連絡をいたしまして、この点は重複を避け、またお互ひに相寄り相助けて、よりりつぱな成果が上り得るよう、その間の調整をはかつておる次第でございします。たとえば、生活環境の汚染という問題は直接対象にいたした場合には、これは厚生省の任務、つまりこれを実際に調査あるいは職員の養成というよりなことになります。これは公衆衛生院の仕事というふうに考へております。従ひまして、放射線医学総合研究所におきましては、これらの主として基礎的な部分を研究するにとどまるというふうに私どもは考へております。しからば、なぜ一体基礎的研究の

機関を特別に設けるかという問題でございしますが、何分にも、放射線医学につきましても、その基礎的研究の部分にきつめて総合的な見地からこれを実施する必要があるとしますので、私の方といたしましては、これらの基礎的研究は、その総合性にかんがみまして、一カ所で集中的に行ふことの方がはるかに効果的であるという結論に達したわけではございません。

○滝井委員 どうも少し答弁が苦しいやうでございしますが、いいですか。この科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の十九条をこらになると、「放射線医学総合研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。一 放射線による人体の障害並びにその予防、診断及び治療に関する調査研究を行うこと。二 放射線の医学的利用に関する調査研究を行うこと。三 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者の養成訓練を行うこと。」と、こゝうなつておるのです。これから見ると、基礎的な研究という事項はどこにもないのです。少くとも予防、診断治療ということになれば、これは現実の臨床的な問題を持つてくずしてはだめなんです。そうしますと、公衆衛生院等で行ふこととどこも本質的に違つたことにはない。また公衆衛生院がこの国民生活に密着したもので、あるいは臨床的という言葉はとも当てはまりかねますが、臨床的なことをやるといふことも、基礎的な研究のない科学者などというものはないのであつて、当然公衆衛生院だつて基礎的な問題をやつておるはずなんです。そうしますと、こゝらあたりの関係が最も私た

ちにはわかりかねるのです。今の御説明ではわかりかねる。が、それはもう少し先で質問いたしますから、一応わかりかねるということをおつておきます。

次に、工業技術院の方に――いらつしやなければ科学技術庁の方でけつこうでございしますが、御答弁願ひたいと思ひます。それは、この放射線医学総合研究所組織規則というところの六条に、「物理研究部においては、次の業務をつかさどる。」というのがあるのです。そしてその一に、「放射線の測定に関する調査研究に関すること。」二に「放射線の照射に関する調査研究に関すること。」三に、「放射線による障害の防護に関する調査研究に関すること。」というのがあるのです。この物理研究部でやることは、やはり工業技術院でも同じことをやるのです。工業技術院の予算書の中で、「放射線測定の確立及び規制に必要な経費千七百九十九万円」という予算が計上されておるのです。予算の説明書を見ますと、「放射線障害防止のため放射線計測器の基準及び精度を確保するに必要な経費である。」とあつて、これはやはり物理学的ないろいろな調査研究の機関であることがはつきりしてくるわけなんです。そうしますと、工業技術院との関係ですね。私の言いたいのは、こゝういふ大事な基礎的な研究をやるのに、わずかばかりの、千とかあるいは百万か二百万の金をばらばらと各所にばらまいておるということなんです。これではほんとうの研究ができません。こゝういふことは、事務費や人件費に金が食われちゃつて、ほんとうの研究というものができないです。

よ。これは国税、いわゆるわれわれの  
血税を浪費してしまふ以外の何もので  
もないのです。こういう点は、どうい  
う理解のもとに工業技術院とこの物  
理研究部というものを調整していくの  
か、こういう点を明確に、できれば大  
臣あたりから御答弁を願いたいので  
す。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。

工業技術院のその関係の予算も一応原  
子力予算の調整のワクの中に入つてお  
りまして、原子力局において調整いた  
しました問題でございます。その間  
の事情はわかつておりますので、その  
間の事情を御説明申し上げます。

工業技術院の電気試験所が中心であ  
ろうと思ひますが、そこでしていただ  
きます仕事は、放射線というものの基  
準、それをまず確立していただくこと  
と、それから各種の計器、ガイガー・  
カウンタその他の計器の検定をせび  
していただかなければいかぬというの  
で、それに伴う経費を計上してござい  
ます。こちらの放射線医学総合研究所  
の物理研究部においていたします仕事  
の主たるものは、個人が放射線にさら  
されます被曝量、そういうものを  
どうやってはかるか、フィルム・パッ  
ジその他がございます。これらの測定  
に関する研究、あるいは放射性物質で  
汚染という現象が起るわけでございます  
が、そういうものの測定に関する研究  
が、こういうようなこと、あるいはナ  
チュラル・バック・グラウンドの測定  
に関する研究でございますとか、そ  
ういふものでございまして、電気試  
験所のその方の研究とは全然重複が  
ない、こういうふうに考えております。

○滝井委員 そうしますと、この工業  
技術院の方の研究というものは、ガイ  
ガー計器その他をやるについてはい  
ろいろの国民生活に非常に関係のあ  
る、たとえば魚類とか米とか茶とかい  
うようなものについても、当然その鮮  
度を測定するについては、やはりそれ  
らを対象にしてやらなければならぬと  
思ふのですが、そこらのところは何も  
やらずに、ただ技術上の研究だけを工  
業技術院というものは無関係にやつて  
いかれるというのですか。

○黒川政府委員 工業技術院といたし  
ましては、そういうふうな応用的な  
問題が多数今後起ると思ひますけれ  
ども、一応そういう放射線の標準の決  
定、またそういうものを計測いたし  
ます器械の製作、そういうところに重  
点を置かして研究をいたしていく次  
第でございます。

○滝井委員 そうしますと、工業技術  
院の方と今度新しく科学技術庁の設置  
法によつてできますところの放射線医  
学総合研究所とは、何ら関係がない、  
こう理解して差しつかえないのです  
か。

○黒川政府委員 関係がない——研究  
分野は別でございます。標準の装置  
とかそういうものをまず最初に決定  
いたしまして、それを使つていただい  
て、いろいろそれぞれの放射線医学  
の研究所あるいはその他の研究所では  
かつていただくとおりやうな、まず基  
礎的のものをやろうと思つておりま  
す。

○滝井委員 わかりました。  
次にお尋ねしたいのは、この研究所  
の構成を見ますと、守衛さんまで  
入れて四十人なんです。それで技官

は二十人。これは六つ部がありますの  
で、一つの部は三人にしかならない。そ  
うして、給料を見てみますと、研究員と  
いつてもに働いた人で、二万から二  
万七千程度の給料の人が十六人ですか。  
そうすると、この研究所の状態を直  
観しますと、これは東京大学あたりの  
一学科くらいのものでしょう。これは  
少くとも日本の各大学の放射線科と並  
行して、基礎的な総合的な研究をやる  
と非常に大きく銘を打たれたわけなん  
です。ところが、それがあまりにも貧  
弱なのに驚かざるを得ないので。こ  
れでは総合と名が出ておりますけれど  
も、各大学の方が総合になつてしまふ。  
各大学というものは、やはり総合的な研  
究体制を持つておるわけなんです。

私はさういふ一、二の例を持つてきた  
のですが、水産研究所や何かたくさん  
あります。しかし、それでは時間がか  
かるので、特に工業技術院と環境衛生  
関係の厚生省にまでもらつたわけなん  
ですが、大臣どうでしょう。技官が  
わずかに二十人で、そして予算が一億  
四千万円、今年の状況を見ると、ほと  
んどこれは初年度調子のもの、食われ  
てしまふ。そうすると、総合と言いな  
がら、実際に総合的な研究所ができる  
んじやなくて、ほとんど人件費みたい  
なものに食われちゃつて、ほんとうの  
研究というものができるかどうかとい  
うことが、非常に疑わしくなるのです。  
そこで、私としてこれを見ると、今の  
よりないいろいろな疑問が起つてきた。

放射線医学総合研究所になつておるけ  
れども、名前が総合というほどに総合  
的な研究ができるかできないかという  
ことなんです。あまりにも人的構成  
が少いということなんです。しかも

これが六部に分れてゐる。その六部に  
分れておる各部の研究というものが、  
非常に基礎的な、未知の分野の開拓を  
やらなければならぬものであるという  
点から考えると、これができたとき  
は、非常にはなばなしくできていくと  
れども、だんだん先になつていくと、  
消え失せるのじやないかというやうな  
感じもするのです。と申しますのは、  
やはり技術者の世界というものは、技  
術者を優遇しなければならぬというこ  
とがありましたが、日本の趨勢という  
ものは、実際に技術者を優遇する姿に  
ない。そうしますと、二万から二万七  
千くらいでここにきて、一生懸命に医  
学の総合研究をやるよりか、ほかのと  
ころに行つた方がいい。外は技術者が  
足らずに、技術者を求めておるんじや  
ないか。特許庁あたりが、特許の審査  
官と申しますか、そういうものがなか  
ななくて、特許の申請がうんとた  
まつておるといふことが新聞にも出て  
おりました。こういうことから考える  
と、どうも私は先が怪しくなる感じが  
するのです。そこらあたりのことは、  
大丈夫だといふ具体的なものがあれ  
ば、大臣から御答弁願ひたいと思ひま  
す。

○宇田國務大臣 私はあなたの御意見  
と全く同感であります。このような程  
度で、このような予算の配分で、こう  
いふふうな目的が達成されるというこ  
とは非常に困難なこと、むしろこう  
いう程度で推移するならば、とても当初  
の目的は達成し得ないように思われま  
す。それで、こういう新しい組織を作  
ります場合には、日本全国でこれに該  
当する技術員も基本的に少い、非常に  
手持ちが少いというのも実情でござい

ます。また、ただいま言われたよう  
に、特許関係の行政事務だけを考へて  
みても、お説の通りのような日本の状  
況であります。それで、これに對して  
は、何しろ歴史がたゞいまから始まる  
ものでありまして、そこに原子力の平  
和利用に関するところのいろいろの設  
備をこれからいたす。それはとても予  
算措置では手が足りませんから、一挙  
にはいかないですけれども、長期計画  
をもつて、予算措置を政府はもちろ  
んと。それでもなお足りませんから、  
民間の浄財を集める、いろいろな方法  
をとりながら、この目的の線に沿うよ  
うな努力をしなければならぬと思ひま  
す。ただ、基本の考え方として、こう  
いふふうな総合的な研究所を持つとい  
うことは、おそらくこれは非常に重要  
なことであつて、これからの日本の原  
子力平和利用に並行して、当然こうい  
うものをやらなければならぬと思ひま  
すから、とりあえず頭を出したとい  
う程度で、これは段階と思つておりま  
す。それで、おっしゃるやうに、もう  
欠陥だらけなことはよく承知いたして  
おりますが、しかしこういふ方向に努  
力を払うといふことは、少くともここ  
で打ち立てることによつて、将来これ  
をどういふふうには大々強化してい  
くか、これはこの法律の趣旨に沿つて努  
力を払ひたい、こういうことでござい  
ます。欠陥だらけであります。それか  
ら待遇等もこの法律の目的に合う——  
医学総合研究所ですか、これの待遇も  
ありますけれども、なお進んでは原子  
力研究関係のグループの東海村等に  
おけるいろいろの環境から見てもま  
し、なかなか優秀な人を集めるに足  
るだけの条件がそろつておらぬ。これ



将来大いに考えなければならぬ。なお早速に解決をしなければならぬ。もう少しほんとうに研究にふさわしいだけの待遇を与えなければならぬ。それだけの努力はいたすべきである。こういうふうに考えておられます。

○滝井委員 実は、こういう機関というものは、発足の当初が大事なんです。こういう大きく総合研究所と銘打って、そして、その構成がわずかに四十人だということになると、この技術者はどういふことになるか、と、事務屋になつてしまふ。そうしますと、技術を扱う人が事務屋になつたら、これは研究所はおしまいです。たとえば日本の農協あたりをのぞいてみると、大臣は実業家だから御存じだと思ふが、日本の農業技術を振興させるために、各農協に技術者を配置した。ところがその農協の技術者はどういふ姿にあるかという、農業の技術指導はやつていない。農協の予算その他補助金が少かつたりして縛られるので、農協の技術員はみな事務屋になつてゐる。あるいは現在医学関係で保健所がございまして、保健所の医者は技術者でなくなつてゐる。事務屋になり下つてゐる。そこに行つて自分の技術を生かされないうちに、全国の保健所の充足率は六割程度で、四割は欠員になつてゐる。行き手が足りない。二万、三万の待遇では行き手が足りない。従つて、人数が少いというところは、技術者が技術を生かされずに事務屋に転化して、本来の自分の天分が生かされない。こういう形が出てくる。私はこの放射線医学総合研究所がそういうことにならないことをぜひ望まなければならぬと思ふ。と申しますのは、大臣御存じの通り、

この原子力平和利用あるいは放射線の障害というものは、新しい分野です。従つて、これは物理学の分野においても、各大学が競つて研究することは、火を見るよりも明らかです。同時に、これは生物学の分野においても、遺伝その他の密接な関係が出てきましたから、この分野においても新しい分野の開拓として、非常にはなばなしい研究が今後行われると思ふ。それから、化学の分野においても同じです。そうしますと、これは各大学が基礎的な研究をやつていないからこれを作つたとおつしやるけれども、各大学も基礎的な研究を臨牀的なものと並行しながら、総合研究所がやると同じものを、各大学が競つて今後やることは明らかだと思ふ。もしそれをやらなければ、各大学自身も、基礎研究がなければ、臨牀上の治療ができないのだからおくれつてくる。あるいは生物学界においても、その遺伝に及ぼす影響の研究等をやらなければ、今後の新しい二十世紀後半に於ける科学技術、文化におくれをとることは明らかなんです。やつていく。そうなりますと、ここで日本の総合的な医学の研究を集約するのだと銘打つても、ここにおける科学者が事務屋に成り下つて科学的な權威を保てないということになれば、だれも相手にしないことになつてしまふのです。私は発足の当初が大事だと思ふ。こういうものを政府機関として作るのですから、こういうところには、日本の第一線の新しい優秀な者を集めて、これはやはり日本の総合的な權威であるという姿を作るのだからだと思ふ。その証拠には、各役所の中にある試験所とか研究所というものが、現在

日本の学界でどういふ位置にあるかというところを見たらわかるのです。そこの手術者が、日本の科学技術を指導する立場にあるかという、ないんです。大衆は何といつても大学の權威を認めてきてゐるということなんです。そうしますと、今後の新しい分野の開拓をするために國費をつぎ込むならば、当初のあり方からよほどふんどしを締めてからならなければならぬと思ふのです。その点について、大臣はこにくる手術者の待遇、来年度からの御計画があれば、どういふ御計画をもつてこれを推進されるのか、その構想の一端でもお示し願つておきたいと思ひます。

○宇田國務大臣 それは、東海村における原子力研究所のこれからの指導育成にも触れることと思ひます。お説の通り、優秀な技術者を集め得ないような研究所は、幾ら作つたつて何の役にも立たないと思ひます。従つて、どういふふうにするかは優秀な技術者が喜んでそこへこられるかというところは、われわれはほんとうにこれに取り組んで行政指導しなければならぬものであると思つておられます。放射線医学総合研究所を東海村にまゝとめて持つていくのは、要するにリアクターをあそこに置いて、それを中心にして——原子力平和利用のための予算措置を十分に持つて、持つていく土地は東海村であるということにとりあへずの計画ではなつておりますから、それに併置をすることが第一のねらいであつたと思ひます。それが大学を離れた場所に新しい総合研究所を生ました原因であります。たださういふことのみが、研究する中心人物として優秀な者を集め

得る条件とは考えておりません。従つて、東海村の持つ特殊な条件はありますけれども、新しい国の将来を背負うだけのりつばな技術員をここにたくさん求め得るかどうかという点につきましては、あなたのおっしゃる通りの非常な疑問を私も持つております。従つて、来年の予算措置のみならず、民間の各方面とも打ち合せをして、万全を期すように努力いたしたいと思ひますから、どうか御鞭撻をお願いいたします。

○滝井委員 ぜひさうしていただきたいと思ひます。

次にもう一つ私が疑問に思つてゐる点は、「国立機関原子力試験研究費」として五億三千六百二十四万五千円が予算に計上されてゐるわけです。その中の一億二千三百万円というものは、研究施設整備費として、たとえば国立遺伝学研究所とか国立公衆衛生院施設整備費、国立癌研究所施設整備費とかいう形で、科学技術庁の予算がトンネルの形になつてゐるわけです。私がさういふ構成整備費のことを申したのは、ここにも関係があるのです。こういうふうに科学技術庁というものを大きく外に出した格好は出ておるけれども、その中身というものは実は何もありません。手足はみなよそにあつて、科学技術庁には通り抜け勘定みたいなニュアンスが強いのです。しかも一方には放射線医学総合研究所だけは別途に作られてゐる。しかもその技術者はわずかに二十人そこそこで、六部にも分けて、一部には三人そこそこしかいないという形である。こういう形でもし通り抜け勘定をやられるならば、思い切つて——各省には各省の伝統とすべきことがあるでしょう。ありますけれども、やはりここでいろいろな人体に関する基礎的な研究をやられるとするならば、遺伝なんというものは最も基礎的なものです。さういふことをやられるならば、思い切つてそれを集めて、がんとした総合研究所を作るべきだと私は思ふ。それを何か通り抜けみたように作つて、このところには小さなものを作つて、ここで総合的にやろうということでは、どうも科学技術庁は世間的に大きくデビニューしておるけれども、案外中ではぬけのからであつたということでは、国民は泣いても泣き切れぬしと言つては語弊がありますけれども、ここらあたりでこの際思い切つてメスを加えていく必要があるのではないかと。年々科学技術研究の予算はふえてゐる。しかし、それはさいせん申しましたように、ばらばらとまんべんなく至るところにばらまかれて、それがちつとも実つていない。実情勢にないというところは、嘆かわしいことだと思ふ。こういう点についても、私は来年度は再検討しなければならぬ段階がきてゐると思ふ。国立機関原子力試験研究費に五億三千万円も計上されてゐるので、よほどの研究ができるかと思ひますけれども、実質的にはばらばらで通り抜け勘定になつてゐる。こういう格好なんです。こういう点について、どうお考えになつておりますか。

○宇田國務大臣 それは私は日本の姿がさうだと思つております。科学技術に對しうに配慮が薄い國であるかというところが、さういふたゞいまの状況になつてゐると思ひます。それは國際

情勢の、少くとも経済の伸びの内容を見てみますと、そういうことでは国は進み得ない段階にきているから、やはり貿易の質的内容の変化あるいは国民の消費動向の質的变化に伴って、われわれは国策としてあなたのおっしゃるような方向に転換していかざるを得ない環境に入り込みつつあると思います。今までの過程では、科学技術は各省に分散しておけばそれで事は足りておつたといった段階であつたでしょう。しかし、イギリスのように、ミルトン・フリードマンが動力大臣にならなければ、国の運命がそれによって開拓し得ない国もあります。先進国はそうなりつつあります。わが国もおそらくそうなつていくと思われまふ。燃料に関する大臣、動力に関する大臣が生まれてきて、国の経済の伸びに寄与するといふところにくだろふと思ひます。そういう点から見ると、日本が科学技術庁がやつてきたが、研究所は各省が分割してなかなかこれを放さないといふようなことは、国はついに育つていくとは私は考えません。しかも科学技術に関する特別委員会が参議院にはまだできないというの、日本の国会の実情であります。そういうふうな程度の考え方で、立法府は日本の国策を十分に検討していただけると思へません。従つて、私は滝井先生のように入超党派でもつて自分の思うことを述べていただいて、国家の前途に寄与していただくように言論を戦わすといふことは最も好ましいと思つて、来年、あなたのおっしゃるような線に沿つて、十分われわれは役所の諸君と一緒に努力を払いたいと思ひます。

#### ○滝井委員 大臣からなかなかいい御答弁をいただきました。もう時間が過ぎましたから、これ以上はやめますが、ほんとうに科学技術庁というものができて、もぬけのからではしようがないと思ふのです。日本に生産性向上運動といふものが起らないといふことは、結局日本が技術植民地になつていくといふことなんです。それは、特許を諸外国から買つてきて、新しい機械の設備をやる。そうしますと、そこから失業者が出ることは当然なんです。ところが、その特許を外国から買う、その機械なら機械が日本の国内でできれば、そこに新しい職場が開拓されていくのだから、これは当然そう失業者といふものも出てこない。ところが、技術植民地になつていくところに問題がある。従つて、そういう点は今後参議院にも作つてもらふように、これは与党がやりさえすればできることなんです。から、一つ大臣、閣内でもあるいは与党の内部に対しても今の発言を強力に御推進になつて、そういう形で私は急速に作つてもらいたいと思ひます。そして、科学技術省といふようなものをやはり設けて、総合的に実験所その他の統括できる姿を作らなければ、この状態で百十六万円とか九十七万円とか二百万円とかいう予算をばらまいて研究してくれと言つたつて、絶対にできせん。これは人件費、旅費その他で食われてしまひます。従つて、私は、そういうことを要望いたしまして、一応質問を終わります。(拍手)

○菅野委員長 他に御質疑はありますか——なければ両案に対する質疑は、これにて終了することといたします。

この際、日本科学技術情報センター法案に対する修正案が前田正男君外二十四名より提出されておりますので、その趣旨説明を求めます。前田正男君、○前田(正)委員 この際、当委員会全員の皆様の御賛成をいただきましたところの修正案について、皆様の御了解を得まして、私が提案の趣旨を説明させていただきますと思ひますのであります。

まず修正案を朗読いたします。

日本科学技術情報センター法案に対する修正案

日本科学技術情報センター法案の一部を次のように修正する。

第二条中「自然科学を基礎とする技術に関する情報を行い、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。」を「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する情報をいう。」に改める。

こういふような修正案を提出いたしたいと思ふのであります。

まず科学技術という言葉の内容につきましても、先ほども廣藤委員からいろいろと質疑がございまして、この内容のこまかい点につきましてはまだ不明確な点が多々あります。これはぜひ一つ今後政府関係その他関係者によりまして、定義を明らかにしなければならぬと思ふのであります。しかしながら、科学技術庁設置法の任務におきましても、「科学技術の振興を図り」といふ場合の科学技術という言葉、及びこのセンター法案における第一条の「わが国における科学技術の振興に寄与する」といふこの科学技術、これは科学技術のすべてを含めた広範なものであるといふことは明瞭であると思ふのであります。ただ、設置法におきましては、その後の行政の範囲を一定限定しておるのであります。この際、日本科学技術センター法案におきましても、科学技術情報という場合は、この法律案においてはその一部を制限するといふことはやむを得ないと思ふのでありますけれども、しかし今政府が御提出になつておられますような定義で参りますと、実は自然科学と自然科学を基礎とするところの自然科学技術関係の情報は集めることができると思ふのであります。最近の科学技術の進歩から見ますと、自然科学技術に属するたしまして、自然科学技術に属するものが相当できておるのであります。特に最近のオートメーションでありまして、あるいは原子力の方面から生命であるとか、いろいろな問題にどんどん入つて参りまして、その関係の情報といふものは全然政府提案の定義でいきますと収集することができないようなことになるのであります。そこで、私の方から修正案を提出いたしましたのは、これは人文科学のみの場合には、なるほど収集する必要はないと思ひますけれども、自然科学の必要から、その関連として人文科学の必要なものも収集ができるということにしておかないことには、支障が起るのではないか、こういうことでこの法案におきましますところの科学技術情報の範囲といふものをこの際少し広げようといふのでございまして。しかしながら、この情報の運用に当りましては、政府間でもいろいろ調整されました通りに、大体この定義で書いてありますような範囲を主としておやりになるといふこ

とについては、われわれとしては別に異論があるわけではございません。こ

ういふように範囲を広げるから、広い範囲で情報センターを運営せよといふのではありませんで、政府間で調整されました通り、政府提出の法案に書いてありますような定義の範囲において主として業務が行われるといふことについて、われわれは異論はないのであります。ただ、関連して、人文科学といふものが出てきましたときには、その人文科学の情報を集め得るようになつておきまさんと、事実上最近の科学技術の進歩の情勢に合わないのでは

ないか、こういう点でわれわれは修正案を提出したような次第であります。なお、この際つけ加えておきたいと思ひますのは、第二十四条にありますところの国会図書館その他の関係機関との協力といふ点については、この修正案を提出したから、その協力の仕方が変わるということではありませんが、われわれがこの修正案を提出いたしました通り、政府提案の法案に書いてあります通り、何らの異論のないところでありまして、そういうわけで、全員の皆さんの御提案でありますけれども、どうか本委員会の御賛成をお願いしたいと思いますのであります。

○菅野委員長 これより両法案並びに前田正男君外二十四名提出にかかる修正案を一括して討論、採決を行います。討論の通告がありませんので、これを省略し、直ちに採決に入ります。まず科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○菅野委員長 起立総員。よつて、右案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、日本科学技術情報センター法案につきまして、採決を行います。

まず、前田正男君外二十四名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○菅野委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除く原案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○菅野委員長 起立総員。よつて、本案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

この際、志村茂治君より発言を求められておりますので、これを許します。

○志村委員 科学技術情報センター法案はただいま通過いたしました。このセンターの資本または資金の構成は、政府と民間との同額出資ということになっております。そういうところから、われわれはいろいろの事情を考慮しなければならぬことにならざるを得ないと考えておるのであります。まず第一に、このセンターの設立の目的に沿つて、あらゆる業者の間に平等にこれを利用してもらわなければならないと思つております。資金あるいは資本等の圧力によりまして、大企業、大資本偏重の情報活動をするような危険があるのではないかということがまず一つ考えられるのであります。

次に、この法においては、これは運営の仕方によつては十分に営利事業としても成り立ち得る性格を持つておるものであります。出資証券を発行したり、また利益の配分などというような規定もあるところから、この情報センターの活動が営利主義に墮落するやうな危険もまた感じられるのであります。こういうことは、また反面に、民間資本が入つておるということはプラスとなるべき——たとえば、この情報活動に対して協力を惜まないというやうな立場からプラスの面も考えられるのであります。しかしこれはプラス・マイナス相殺すべしという考え方はなくして、マイナスの点についてはわれわれは十分警戒しなければならぬということから、ここに私は附帯決議案を提案いたしまして、皆さんの御賛成をお願いしたいと思います。

まずこの案文を読み上げます。

附帯決議

政府は、日本科学技術情報センターの監督に当つては、科学技術の振興に貢献せしめるため、営利を排し、その公共性に徹するよう、特に留意すべきである。

どうぞ皆さんの御賛成を得たいと思つております。

○菅野委員長 ただいま志村茂治君より、日本科学技術情報センター法案につきまして、附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。本附帯決議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○菅野委員長 起立総員。よつて、附帯決議を付することに決しました。

この際、宇田国務大臣の発言を許します。

○宇田国務大臣 ただいまの附帯決議の御趣旨の、日本科学技術情報センターの監督に当りましては、科学技術の振興に貢献せしめるために、営利を排すること、公共性に徹するやうに特に留意をいたしたいと存じます。

ただいまあわせて御意見がありましたやうに、中小企業者の活用を期するということが、零細企業者等を含めて科学技術の研究に関する組合等の結成をはかりまして、たとい民間から一部の寄附を仰ぐことがありまして、そういうことによつて大多数の研究の機会、情報獲得のための機会を失わないやうに、行政指導は十分留意すべきものである、こう存じますから、その点はお今後よろしく御指導、御鞭撻をお願いいたします。

○菅野委員長 この際、お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野委員長 御異議なければ、さよう取り計らいます。

本日はこの程度にとどめます。次会は十九日、午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

〔参照〕

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書  
日本科学技術情報センター法案（内閣提出）に関する報告書

閣提出）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕